

## 福島県建築設計協同組合員としての

### 主な加入条件は次のとおりです。

当組合への加入には次の条件を付けさせていただいております。

これは組合として多様な建築設計業務を受託するに際し、どの組合員が担当しても発注者様に一切のご迷惑をかけないよう、公共事業設計の実績、所属する技術者の専門性、安定した経営基盤等に一定の実績条件を設けているものです。ご了承願います。

- 建築士法に基づき建築設計・監理の業（以下「建築設計業」という。）、及び構造設計・監理の業（以下「構造設計業」という。）を営む個人、又は法人でこれを専業とする者。  
又は、設備設計・監理の業（以下「設備設計業」という。）を営みこれを専業とし、且つ建築士法に基づく事務所登録をしている者。
- 福島県内に主たる事務所を有する者。
- 建築設計業及び構造設計業にあつては、（社）福島県建築士会、並びに（社）福島県建築士事務所協会の会員であること。  
設備設計業にあつては、（一社）福島県設備設計事務所協会の会員であること。
- 事務所開設後5年以上の経歴を有すること。
- 建築設計業にあつては、専任の所属建築士2名以上を有し、且つ所属建築士の内1名以上の1級建築士を有すること。  
構造設計業にあつては、1名以上の構造設計1級建築士を有すること。  
設備設計業にあつては、専任の1級建築士又は2級建築士の資格を有する者を1名以上、且つ専任の建築設備士又は設備設計1級建築士を1名以上有すること。
- 元請けとして、過去10年間に事業費総額1億円以上の公共工事（補助事業を含む。）に係る設計業務3件以上（以下「設計業務実績」という。）の実績を有すること。  
ただし、構造設計業及び設備設計業にあつては、元請又は下請として、

過去10年間に事業費総額1億円以上又は延べ床面積500㎡を超える公共工事（補助事業を含む。）に係る設計業務3件以上の実績を有すること。

方部組合員を含む3名以上の推薦があること。